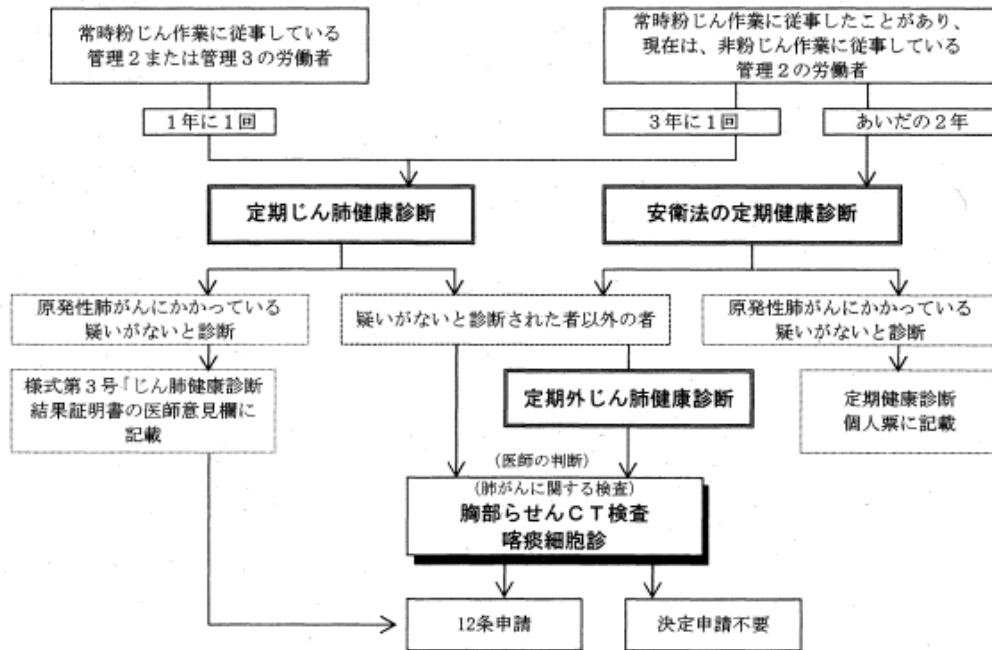


じん肺健康診断の肺がん検診受診状況

平成15年1月にじん肺管理区分の管理2、3の者を対象として、肺がん検診が導入された。

じん肺法施行規則の改正によるじん肺健康診断の流れ



【定期外健康診断受診状況】

	定期外健康診断(※)		新規合併症 原発性肺癌
		うち肺がん検診	
平成15年	2,682	583	平成15年 26
平成16年	2,624	1,084	平成16年 25
平成17年	3,178	1,313	平成17年 34

厚生労働省労働基準局安全衛生部調（様式第8号に基づき集計）

定期外健康診断（※）の対象者

- (1)常時粉じん作業に従事する管理1の労働者が、労働安全衛生法第66条第1項又は第2項の健康診断において、じん肺の所見があり、又は、じん肺にかかっている疑いがあると診断されたとき。
- (2)合併症により1年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のための休業を要しなくなったと診断されたとき。
- (3)合併症により1年を超えて療養した労働者が、療養を要しなくなったと診断されたとき。
- (4)常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2である労働者が、一般健康診断において、肺がんにかかっている疑いがないと診断されたとき以外のとき